

令和9年度

認定こども園等保育サポート

利用あんない

この利用あんないには、保育サポートの入所申込に関する手続きや必要な書類などについて、重要なことを記載しています。よくお読みいただいたうえで、お申込ください。
なお、申込(面談)は事前の予約が必要です。

申込(面談)予約について

【申込(面談)予約用 QRコード】

■予約開始日：令和8年9月1日(火)より予約受付開始

■予約方法：QRコードより申込(面談)日時の予約をしてください。

※申込(面談)希望日の2開庁日前まで予約することが可能です。

※予約後、来庁困難となった場合はキャンセルの手続きをお願いいたします。

※ご希望の日時で予約が出来ない場合やお子さんの体調等により予約日当日の来庁が困難となった場合は、保育・こども園課までお電話にてご連絡下さい。

連絡先 八尾市役所こども若者部 保育・こども園課 TEL 072-924-8529



令和9年4月1日入所希望対象 1次選考申込(面談)について

■期 間：令和8年10月1日(木)～10月23日(金) (土日祝を除く)

※申込予約をされた時間にお越し下さい。

※令和8年10月26日(月)以降の申込(面談)については2次選考からの対象となります。

■申込(面談)：申込(面談)の際には、お子さまの面談をしますので、一緒にお越しください。
所要時間は1時間程度です。

場 所：市役所本館7階 保育・こども園課

持ち物：①入所申込に必要な書類 ※詳しくは4ページをご覧ください。

②提出者(家族分は不要)のマイナンバーカード(個人番号カード)

〈個人番号カードまたは通知カード(住所等の変更がない場合)〉

通知カードの場合は、提出者の運転免許証・パスポート等の写真により本人確認できる書類(1つ)または、資格確認書・国民年金手帳等の本人確認出来る書類(2つ)

その他：同居以外の方が申込(面談)する場合は、申込(面談)にかかる委任状が必要です。

スケジュール

1次選考 利用調整結果通知 … 令和9年1月28日(木)発送予定(利用可・不可を通知)

※1次選考結果についてのお問い合わせには、令和9年2月1日(月)より対応させていただきます。

2次選考 申込期限 … 令和9年2月8日(月)

※10月26日(月)以降の申込は2次選考からの対象となります。

2次選考 利用調整結果通知 … 令和9年2月26日(金)発送予定(利用可のみ通知)

※2次選考結果についてのお問い合わせには、令和9年3月1日(月)より対応させていただきます。

目 次

■ 認定こども園等に入るまで

1 保育サポートについて……………2	10 実費徴収の補足給付について……………11
2 子ども・子育ての制度について……………3	11 その他の保育メニュー……………11
3 入所申請に必要な書類……………4	12 給食について……………11
4 入所申込(保育を必要とする事由について)の注意点……………6	13 入所中の注意事項……………11
5 保育サポート認定及び入所調整に関する基準及び流れについて……………8	14 退所の手続き……………13
6 令和9年4月入所 募集人数 (令和8年9月1日現在の予定数)……………9	15 認定こども園等の入所に関するQ&A……………14
■認定こども園等に入ったら	16 児童デイサービスについて……………15
7 保育料について……………10	17 施設一覧表……………16
8 実費負担について……………10	18 施設マップ……………20
9 副食費の免除について……………10	

★認定こども園等とは

認定こども園・・・幼稚園と保育所（園）の機能や特徴をあわせもち、地域の子育て支援も行う施設です。

保育所（園）・・・保護者の就労などのために、保育を必要とする乳児または幼児を保護者にかわって保育を行うことを目的とする施設です。

小規模保育施設・・・保育所などの施設より少人数の単位（19名以下）で0～2歳の子どもを預かる施設です。

※ 本冊子中の認定こども園等とは、認定こども園と、認可の保育所（園）・小規模保育施設のことを指します。

★入所の年齢

認定こども園等の入所年齢は、その年の4月1日現在の満年齢によります。

※誕生日が過ぎて年齢が上がっても、その年の年度末まではそのままです。

令和9（2027）年4月1日入所対象者年齢	
5歳児	R3（2021）.4.2 ～ R4（2022）.4.1生
4歳児	R4（2022）.4.2 ～ R5（2023）.4.1生
3歳児	R5（2023）.4.2 ～ R6（2024）.4.1生

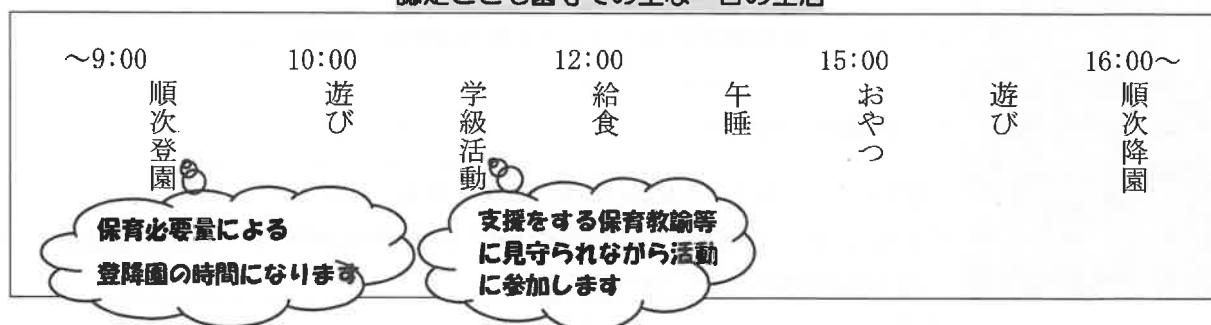
認定こども園等に入るまで

1 保育サポートについて

保育サポートとは、3歳児以上の児童を対象として、身体・言葉などの面で支援を必要とする児童の発達をめざし、認定こども園等での集団保育の中でともに遊び、学びあうなど、お互いが健やかに育つことを目的とした保育メニューのことです。

- ・ 集団生活において他の児童とともに成長できるように、支援を行うための保育教諭等を配置します。児童の状態や保育活動に応じて、個別の支援や集団の中での見守りなどさまざまな支援方法を行います。
- ・ 発達に応じた支援に対する助言等のため、専門講師による巡回指導等を行っています。
- ・ 保護者同意のもと、認定こども園等と病院や相談機関、保護者との連携を必要に応じて行います。

認定こども園等での主な一日の生活



※保育と組み合わせて児童発達支援（児童デイサービス）を利用する方もいます（15 ページ参照）

集団生活を送るうえで、一人ひとりにとって最適な支援が行えるように、園と保護者が面談し、支援方法を決定します。また、お子さんの特性や配慮すべきこと等について、関係機関と情報を共有してよりよい支援につなげます。

ご家庭と認定こども園等、関係機関が協力してお子さんの成長を促すためにご理解ご協力をお願いします。

【保育サポート認定・入所基準等について】 重要！

保育サポートの認定可否については、関係機関による入所調整会議を行い、発達検査結果などを基に総合的に判断します(※)。また、入所先については、希望園の中から調整しますので、通園できる園の中から希望園を選んでください。

申込時において、おおむね1年以内に発達検査を受けていることが必要になります。発達検査を受けたことのない方は、保育・こども園課へお問い合わせください。

※集団保育を通じて児童の成長を育むという保育サポートの目的に照らし、専門職による協議のうえ、保育所・認定こども園における集団保育で保育サポートとして受け入れできる基準として、保育サポート認定・入所基準を定めております。

※8 ページ「保育サポート認定及び入所調整に関する基準及び流れについて」参照（「八尾市障害児保育の利用決定における基準に関する要領」より）。

「八尾市障害児保育の利用決定における基準に関する要領」掲載場所：

八尾市ホームページ > 子育て・教育 > 認定こども園・保育所（園） > 入園（所）等の手続き > 就学前施設における保育サポート（障がい児保育）の相談、入所申請（令和9年4月入所分）

2 子ども・子育ての制度について

①教育・保育給付認定について

認定こども園等を利用するためには、「施設型給付費・地域型保育給付等 教育・保育給付認定申請書兼保育所入所等申込書（保育サポート用）」等の書類一式の提出が必要です。

②保育を必要とする事由

八尾市では、国が定める保育を必要とする事由のほか、市町村が認める保育を必要とする事由として、支援を必要とする児童について、その他（保育サポート）の保育要件を定めています。

（表1参照）

③保育の必要量に応じた区分

保育の必要性の事由が保育サポートのみの場合は、保育必要量は保育短時間になります。「保育サポート」以外に児童の保護者（父・母など）が、保育を必要とする事由に該当し、保育標準時間での利用が必要な場合はご相談ください。（表2参照）

表1 保育サポート制度

支給認定区分	2号認定 保育短時間(月～金の1日最大8時間)での利用(※3)
保育の必要性の事由	その他(保育サポート)
対 象	3歳児以上で、身体・言葉などの面で支援を必要とする児童 ※認定可否については、関係機関による入所調整会議を行い、発達検査結果などを基に総合的に判断します。(8ページ参照)

表2 保育必要量と教育・保育給付認定有効期間

保育の必要性の事由	保育必要量 (利用可能時間)(※1)		教育・保育給付認定の有効期間
就労	保育標準時間	保育短時間	小学校就学前まで
妊娠・出産	保育標準時間		産後8週が経過する日の翌日が属する月の末日まで
疾病・障がい	保育標準時間	保育短時間	小学校就学前まで
介護・看護	保育標準時間	保育短時間	小学校就学前まで
災害復旧	保育標準時間		小学校就学前まで
求職活動	保育短時間		90日が経過する日が属する月の末日まで(※2)
就学	保育標準時間	保育短時間	保護者の卒業・修了予定日が属する月の末日まで(※2)
虐待・DV	保育標準時間		小学校就学前まで
育児休業	保育短時間		育児休業対象の児童が満1歳に達する日以降の最初の年度末までを限度に保護者の育児休業期間(※2)
その他(保育サポート)	保育標準時間	保育短時間(※3)	小学校就学前まで

※1 利用可能時間を超える時間は延長保育となります。

※2 表に記載の期間もしくは小学校就学前までの、いずれか短い期間になります。

※3 保育の必要性の事由が保育サポートのみの場合は、保育必要量は保育短時間です。

- ・ 保育標準時間…1日最大11時間の施設利用
- ・ 保育短時間……1日最大8時間の施設利用
 - 就労の場合、実際に保育を利用できる時間は勤務時間と通勤時間を合わせた時間等、現に保育を必要とする時間の範囲での利用になります。
 - ※各施設の開所時間等の詳細は16ページ以降の施設一覧表をご覧ください。

3 入所申請に必要な書類

(1) すべての方が必要な書類

	書類名
1	施設型給付費・地域型保育給付等 教育・保育給付認定申請書兼保育所入所等申込書(保育サポート用)
2	認定こども園等入所申込児童質問票
3	就労証明書または入所理由証明書(父・母)(ひとり親・離婚調停中の方を除き2名分) 【自営業(業務委託契約含む)・内職の方】 確定申告書の写しや開業届の控え、また収入明細書等の自営業(業務委託契約含む)・内職を証明する書類の添付が必要です。
4	【重要】認定こども園等入所にあたっての確認書

※「保育サポート」のみが要件の方は、入所理由証明書の、■その他の方の2に○をつけてください
「保育サポート」以外に保育の必要性の事由がある方は、事由に応じた記入が必要です。

(2) 状況により必要な書類(対象となる方のみ提出してください)

	対象者	必要な書類
1	生活保護を受給中の方	生活保護受給証明書
2	自営業(業務委託契約含む)・内職の方	自営業(業務委託契約含む)・内職を証明する書類
3	出産予定のある方	母子健康手帳のコピー (母氏名と分娩予定日が記載されているページ)
4	災害復旧中の方	り災証明書等
5	DVIによる避難等の方	相談機関等の証明書(個別にご相談ください)
6	ひとり親・離婚調停中の方 (父母の住民票が同住所(世帯分離含む)の場合を除く)	ひとり親 ひとり親家庭医療証・児童扶養手当証書・戸籍謄本(全部事項証明)のいずれかの書類
	離婚調停中	離婚調停がわかる書類(調停受付票や呼び出し状のコピー)
7	保護者の障がい	身体障がい者手帳(1～4級)・療育手帳(A・B1・B2)・精神障がい者保健福祉手帳(1・2級)のいずれかのコピー
8	親族の介護・看護	身体障がい者手帳(1～4級)・療育手帳(A・B1・B2)・精神障がい者保健福祉手帳(1・2級)のいずれかのコピー または入所理由証明書(疾病要件の方の欄への記載)
9	就学(就学予定)の方	就学時間・期間がわかるカリキュラム表(時間割)等
10	求職活動を行っている方	ハローワーク登録受付票のコピー等の求職状況がわかる書類 または、求職状況申告書
11	申込児童・同居親族が障がい者手帳を持っている場合	身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳のコピー
12	令和8年1月1日現在の住所が八尾市外の場合	課税証明書(令和8年1月1日時点の住民登録の市町村で取得してください)
13	医療的配慮が必要、または疾病や身体障がいがある児童	児童診断書

◆ 書類提出について

- ・ 原則として同居の方が提出してください。事情がありやむを得ず同居以外の方が提出する場合は委任状が必要となります。
- ・ 申込には教育・保育給付認定申請にかかるマイナンバーを提出する必要があるため、本人確認書類としてマイナンバーを確認できる書類の提出が必要です。
- ・ 1次選考申込受付期間を過ぎてからの申込受付分については、1次選考の対象外となりますので、申込受付期間には十分気をつけてください。
- ・ 提出時点で修正できない記入漏れや書類不備がある場合、受付できません。
- ・ フリクションペン(消すことができるペン)の使用により作成された書類は受付できません。
- ・ 訂正する場合は、訂正箇所に二重線を引いてください。修正ペン・修正テープを使用して修正したものは無効となります。
- ・ 就労証明書・入所理由証明書は、コピーを使用していただいても構いません。なお、就労証明書については提出日時点で事業主の記入日から6か月以内のものが有効となります。
- ・ 申込内容が事実と異なることが判明した場合、虚偽の申請となるため申込を無効として取り扱います。入所決定していた場合は取消します。

◆ 入所希望について

- ・ 希望施設は第10希望まで記載できますが、決定した場合に通園できるかどうかなど、必ず確認してから記載してください。また、入所申込にあたり必ず事前に見学してください。
- ・ 1次選考申込(面談)期間内の希望園変更の申出については、1次選考より反映します。1次選考申込(面談)期間後の希望園変更の申出については、2次選考以降の反映になります。
- ・ 入所決定後の施設変更はできませんので、十分ご検討のうえお申ください。
- ・ 利用者負担額(保育料)以外の諸経費・休園日・保育時間は施設によって異なります。八尾市ホームページにて検索もしくは保育・こども園課窓口の配架資料や入所希望施設等で事前に確認してください。年度によって金額が変更となる可能性があります、参考情報として必ずご確認のうえ、希望施設を決めてください。

◆ 転入予定の方について

- ・ 令和9年3月31日までに八尾市に転入予定の方については、1次選考申込(面談)期間内に限り、八尾市に住民票がない方でも「転入予定」として、八尾市に直接入所申込(面談)ができます。令和9年3月31日時点で八尾市に住民票での転入がされていなかった場合は、入所が決定していた場合でも申込取下げとなりますのでご注意ください。また、3月下旬に転入確認のため、保育・こども園課から電話確認等させていただくことがあります。

◆ 市民税申告について

- ・ 令和9年(4月～8月分)の副食費免除対象の算定にあたっては、令和8年度の市民税額に基づいて決定するため、市民税申告が未申告の方は必ず申告を済ませてください。(同居の方すべての申告が必要です。)

◆ 保育サポート選考について

- ・ 保育サポートの認定可否については、関係機関による入所調整会議を行い、発達検査結果などを基に総合的に判断します。（8ページ参照）また、入所先については、希望園の中から調整しますので、通園できる園の中から希望園を選んでください。
- ・ 保育サポートと八尾しょうとく園への入園申込を同時にした場合、重複して入所決定することはありません。なお、八尾しょうとく園への入園が決定した場合は、保育サポートの申請は自動取下げになります。引き続き、保育サポートでの入所選考を希望される場合は八尾しょうとく園の入園決定を辞退したうえで、改めて保育サポート入所申込をしていただく必要があります。
- ・ きょうだいで入所申込みをする場合でも、希望施設の同園調整は行いません。

◆ 利用調整（選考）の結果について

- ・ 利用調整結果の通知書は令和9年1月28日（木）発送予定です。
- ・ 1次選考結果における電話・窓口のお問い合わせには、令和9年2月1日（月）より対応可能となります。2次選考については令和9年3月1日（月）より対応可能となります。

4 入所申込（保育を必要とする事由について）の注意点

◆ 会社などに勤務している方・就労予定の方へ

- ・ 就労証明書を使用し、勤務先または勤務予定先に記入してもらってください。雇用形態が派遣社員の場合の証明書は、派遣元で記入してもらってください。（勤務内容の詳細がわかる場合は、派遣先で証明してもらっても結構です）。
- ・ 就労要件による保育認定には、月 64 時間（休憩時間を除く）以上の就労を常態としていることが必要です。
- ・ 職場へ在職確認のため連絡や訪問を行ったり、書類を別途求めたりすることがあります。また、証明書類について、調査・問い合わせをすることがあります。
- ・ 就労予定の方は、就労開始後に再度就労証明書の提出が必要になります。

◆ 育児休業中の方へ

- ・ 就労証明書には、復職後の予定勤務時間をご記入ください。
- ・ 入所決定した場合は復職後に、利用調整結果通知に同封される復職証明書（復職後の予定勤務時間が変更となった場合は就労証明書）の提出が必要になります。

◆ 自営業（業務委託契約含む）・内職の方へ

- ・ 就労証明書に添付する自営業（業務委託契約含む）・内職を証明する書類は就労証明書にホッチキス止めの上提出してください。
- ・ 内職の場合は発注元の証明が必要です。
- ・ 就労要件による保育認定には、月 64 時間以上（休憩時間を除く）の就労を常態としていることが必要です。
- ・ 自営業（業務委託契約含む）・内職をしていることが分かる書類を別途求めることがあります。また、証明書類の内容等について、調査・問合せをすることがあります。

◆ 妊娠・出産の方へ（出産の予定がある方は、必ずお読みください）

- ・ 他に保育の必要な事由がある方であっても、入所理由証明書・母子健康手帳の①「母の氏名（表紙）」と②「分娩予定日」の確認できるページの両方のコピーを提出してください。
- ・ 申込後に妊娠が判明した場合、必ず速やかに支給認定変更申請書・入所理由証明書・母子手帳の①「母の氏名（表紙）」と②「分娩予定日」記載のページをコピーし提出してください。

◆ **保護者が疾病の方へ**

- ・ 入所理由証明書の「疾病要件の方」の欄を使用し、医療機関で記入してもらってください。

◆ **保護者が障がいの方へ**

- ・ 入所理由証明書の「障がい要件の方」の欄を使用し、保育の困難な理由を具体的に記入してください。
- ・ 身体障がい者手帳(1～4級)・療育手帳(A・B1・B2)・精神障がい者保健福祉手帳(1・2級)のコピーを添付してください。

◆ **親族の介護・看護をされている方へ**

- ・ 入所理由証明書の「介護・看護要件の方」の欄を使用し、被介護者・看護者との関係や、介護・看護の頻度や状況についてご記入ください。
- ・ 医療機関の証明も必要ですので「疾病要件の方」の医療機関記入欄に記入してもらってください。
- ・ 身体障がい者手帳(1～4級)・療育手帳(A・B1・B2)・精神障がい者保健福祉手帳(1・2級)コピーを添付することで医療機関の証明に代えることができます。

◆ **就学の方へ**

- ・ 入所理由証明書の「就学の方」の欄を使用し、就学証明を就学先の学校等に記入してもらってください。あわせて就学時間・期間がわかるカリキュラム(時間割)等のコピーを添付してください。
- ・ 受験予定の方は別途ご相談ください。

◆ **求職中の方へ**

- ・ 入所理由証明書の「求職中の方」の欄を使用し、記入してください。ハローワーク登録受付票のコピー等、具体的に面接・応募等の求職活動を行っていることを証明するものを添付してください(添付資料のない場合や、求人広告等のみは無効です)。

参照（「八尾市障害児保育の利用決定における基準に関する要領」より）

<認定について>

1 認定までの流れ

申請書類及び本市関係課による入所調整会議等において、児童の状況を把握します。

2 認定基準

新版K式発達検査の全領域発達指数 60 以上 75 以下の範囲内の児童について、保育サポート対象と認定します。全領域発達指数が範囲外の児童についても次の(1)～(4)のいずれかに該当する場合は保育サポート対象と認定します。

- (1) 全領域発達指数 76 以上相当の児童については、児童状況書(様式第1号)裏面の状況等により配慮が必要であると入所調整会議において判断される場合、保育サポート対象と認定します。
- (2) 保育認定(2号)児童からの在園施設における保育サポートへの認定変更申請については、全領域発達指数 60 未満であっても、保育保障のため認定します。
- (3) 公立園に在園している教育認定(1号)児童からの保育サポート(2号)への認定変更申請については、全領域発達指数 60 未満であっても、認定します。
- (4) 保育提供を受けていない4・5歳児については全領域発達指数 55 以上 59 以下であっても、就学前教育・保育施設の在籍確保のため、希望園に空き枠があれば保育サポート対象と認定します。

<入所調整について>

1 入所調整基準と入所までの流れ

保育サポート認定を受けた児童について次の(1)から(2)の順に入所施設を決定します。全領域発達指数の数値が同じ場合は、入所調整会議において配慮がより必要と判断される児童を優先して入所決定します。

- (1) 児童福祉の観点からより保育の必要性が高いと判断される児童を、全領域発達指数の低い順に希望園への入所を決定します。
- (2) <入所調整について> 1の(1)以外の児童を、全領域発達指数の低い順に希望園への入所を決定します。

2 その他

- (1) 保育サポートと八尾しょうとく園の同時入所申請は可能とします。
- (2) <入所調整> 2の(1)において、保育サポートとしての入所施設と八尾しょうとく園のどちらにも決定することが可能となる場合は、保護者の希望を優先したうえで、いずれか一方に決定します。
- (3) <認定> 2の(4)により保育サポート認定を受けた児童については、空きのある希望園に入所決定します。

※状況により変更となる場合があります。

	施設名	所在地	電話番号	募集人数		
				3歳	4歳	5歳
私立保育園	アスク久宝寺駅前保育園	龍華町1	924-3060	0	0	0
	久宝寺保育園	南久宝寺3	943-0270	0	0	
	ころころ（久宝寺保育園分園）	南久宝寺3	940-7570			0
	トレジャーキッズながはた保育園	永畑町1	983-5886	0	0	0
	やおぎ保育園	八尾木6	993-4894	0	0	0
	八尾たんぼ保育園	西山本町1	997-0579	0	0	0
幼保連携型認定こども園	あい桂こども園	桂町2	998-7115	1	0	0
	あけぼの保育園	八尾木東3	991-0500	0	0	0
	あけぼの第二保育園	大字都塚102	991-9900	1	0	0
	あひる保育園	八尾木北2	994-8121	0	0	1
	おひさまこども園	植松町5	991-1155	1	0	0
	母木保育園	恩智南町2	943-7101	1	1	0
	キッズスペース梓国際学院	末広町1	929-2245	0	0	0
	久宝まぶねこども園	久宝寺6	992-2033	0	0	0
	キリンこども園	南本町3	922-2353	1	0	0
	キリン第二こども園	高美町1	922-1033	1	0	0
	神戸教育短期大学付属 八尾ソレイユ認定こども園	堤町1	991-9981	0	0	0
	こどものいえ	光町1	924-8801	0	0	0
	さくら保育園	福万寺町4	999-3386	0	0	0
	五月橋保育所	山本町南3	997-0886	1	0	0
	志紀保育園	田井中2	949-5836	0	0	0
	じゅじゅの森こども園	恩智南町3	940-1111	0	0	0
	セシリア保育園	西木の本1	933-2525	0	0	0
	千塚こども園	大字千塚150	941-1380	0	0	0
	のぞみのもり保育園	渋川町4	940-7000	1	0	0
	はくちょうこども園	亀井町2	994-5170	1	0	0
	ハッピーチルドレン保育園	太田3	948-8086	2	0	0
	ふじ保育園	山城町5	998-9543	0	0	0
	マリア保育園	若林町1	920-2300	0	0	0
	マリア高安保育園	黒谷1	940-2222	0	0	0
	美園くじらこども園	美園町2	990-2383	1	0	0
	緑ヶ丘ふじ保育園	緑ヶ丘1	996-7093	0	0	0
	みゆきこども学院	南本町6	990-1212	0	0	0
	みよし保育園	太子堂2	992-6955	0	0	0
	八尾青い鳥学園	安中町5	975-5160	0	0	0
	ゆう安中東こども園	南本町8	994-7470	0	0	0
	ようわこども園	山城町4	995-1616	0	0	0
	龍華こども園	南太子堂2	991-2286	0	0	0
公立認定こども園	志紀おおぞらこども園	志紀町西2	949-3194	0	0	0
	西郡そよかぜこども園	桂町2	999-2376	0	0	0
	東山本わかばこども園	東町3	996-3301	1	0	0
	南山本せせらぎこども園	山本町南3	998-9431	2	1	0
	安中ひかりこども園	安中町8	991-7249	2	0	0

○募集を行わない施設であっても、在園児の退所等で空きが出た場合、申込のある方については選考の対象となりますので、入所の希望があれば申込ください。

認定こども園等に入ったら

7 保育料について

令和元年 10 月からの幼児教育・保育無償化により、保育料はかかりません。

8 実費負担について

給食費・制服・用品代・通園送迎費・行事費などの保護者負担金が必要です。保育料以外の保護者負担金については八尾市ホームページにて検索もしくは保育・こども園課窓口の配架資料や入所希望施設で事前に確認してください。年度によって金額が変更となる可能性があります、参考情報として必ずご確認のうえ、希望施設を決めてください。

9 副食費の免除について

給食費は、主食費と副食費（おかず等）に分かれます。副食費について、年収 360 万円未満相当世帯の児童と全ての世帯の第 3 子以降については、副食費が免除されます。第 3 子のカウントは、認定こども園等を利用する小学校就学前児童の最年長の児童を第 1 子としてカウントします。

年収約 360 万未満相当の世帯（①ひとり親・在宅障がい者のいる世帯…世帯の市民税所得割課税額の合計が 77,101 円未満②それ以外の世帯…父母の市民税所得割課税額の合計が 57,700 円未満）かどうかについては、市民税額に基づき決定されるため、年度途中で切り替わることとなります（毎年 6 月に当該年度の市民税が確定します）。令和 9 年 4 月～8 月分の副食費免除については令和 8 年度の市民税額で、令和 9 年 9 月～令和 10 年 3 月分の保育料については令和 9 年度の市民税額で算定します。

副食費免除対象かどうかは、父母（世帯状況によって祖父母も含む）の市民税所得割課税額の合算額によって決定しますので、算定するためには、世帯の所得状況が必要です。令和 8 年 1 月 1 日現在で八尾市以外に住民登録されていた方は、令和 8 年度市民税の課税証明書のご提出とあわせて、必ず入所申込書にマイナンバーと令和 8 年 1 月 1 日現在の住所をご記入ください。

- ※ 未申告の方は、必ず市民税申告を済ませてください。未申告などにより市民税課税状況の確認がとれない場合、副食費免除対象となりません。
- ※ 父・母以外で、児童を扶養している同居の方がいる場合は、その方の課税状況を確認させていただく必要があります。また、父母が市民税非課税の場合、祖父母等の市民税状況も含めて算定します。しかし、父母の収入が年間おおむね 100 万円以上（1 か月 9 万円以上）であると確認できる場合は、父母で生計を立てていると判断し、父母の市民税状況のみで算定できます。
- ※ 離婚前提で別居している場合でも婚姻が継続しており、離婚が成立していない場合は、別居している方の課税状況も確認したうえで副食費の免除判定を行います。また、離婚している、または離婚協議中で住民票を同住所においているもしくは婚姻はしていないが住民票を同住所においている場合、同居の方の課税状況を確認したうえで副食費の免除判定を行います。
- ※ 海外勤務で市民税が課税されていないため市民税額が確認できる書類の提出ができない場合は、令和 7 年 1 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日までの海外での収入がわかる書類（勤務先からの給料の支払証明や現地での税申告証明などを日本語訳付で）を提出してください。ただし、書類の内容によっては追加書類の提出をお願いする場合があります。
- ※ 修正申告等により市民税が変わり、所得割課税額が変わる場合、市民税の変更が決定した翌月から副食費免除について変更します。過去にさかのぼっての変更はいたしません。

10 実費徴収の補足給付について

認定こども園等で、保育料とは別に徴収される保護者負担金（日用品、文房具、行事代など）について、生活保護世帯を対象に費用の一部を助成します。実際に施設に支払った後、申請により、年度終了後に返還します（対象とならない品目もあります）。

対象者： 保育料が保育料表A階層（生活保護世帯等）の方

助成金額： 一人あたり（月額上限 2,700 円×対象月数）の金額を上限に、実際にかかった費用

11 その他の保育メニュー

名称	内容
延長保育	開所時間中、利用可能時間を越える時間については延長保育となり、延長保育料が必要な場合があります。保護者の就労時間や通勤時間等に応じて必要な方が利用できます。各認定こども園等の延長保育料については、16 ページ以降をご覧ください。
病児保育 (体調不良児対応型)	実施認定こども園等に通園していて保育中に微熱を出すなど体調不良となった児童へ保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応等を行います。（ <u>私立 30 園・公立 5 園</u> 令和 8 年度）
地域交流	認定こども園等の子どもたちと地域の子どもたちが、一緒に四季折々の行事を楽しんだり、園庭でどろんこ遊びや水遊びをしたり、実際にクラスに入って手遊びなどの年齢交流もしています。
世代間交流	小学生、中学生、高校生との交流や老人センター、高齢クラブ、認定こども園等の子どもたちの祖父母など、さまざまな世代との交流で、歌や伝承遊びなどを楽しんでいます。

12 給食について

給食については、子どもたちの状況を把握しながら、子どもの成長に必要な栄養をバランスよく取り入れた献立表を作成し実施しています。

内容は、米飯を中心とした完全給食（主食＋副食）で、各認定こども園等で提供します。また、食物アレルギー児に対しては集団給食を原則とし、医師の指示のもとに子どもの症状に合わせて、可能な範囲で除去や代替食対応を行っています。

13 入所中の注意事項

◆次のような場合は、変更の申請・届出が必要です。

必要書類は、12 ページの表を参照してください。

1 住所や世帯に関わる変更があったとき

- ① 転居（八尾市内） ※八尾市外への転居の場合は原則退所となります。
- ② 離婚、婚姻、祖父母や親族等との同居・別居、出産、死亡、氏名変更など

副食費の免除対象の変更が生じることがありますので必ず手続きをしてください。
なお、市民課またはこども若者政策課等へ申請・届出の手続きをした場合であっても、別途保育・こども園課での手続きが必要となりますのでご注意ください。

2 教育・保育給付認定に変更があるとき

- ① 就労状況等に変更があったとき（時間・日数・場所等）
- ② 退職・就職・転職したとき、休職したとき
- ③ 妊娠・出産をするとき
- ④ 育児休業を取得するとき
- ⑤ 保育を必要とする事由に変更があるとき（例「就労」から「疾病」への変更など）
- ⑥ 教育・保育給付認定に係る事項を変更するとき

3 教育・保育給付認定に変更があるときの必要書類について

変更内容		必要書類①	必要書類②
住所変更(転居)		支給認定等変更申請書	・住民異動届の写し(あれば)
世帯構成	婚姻 (同居開始日が婚姻より前の場合は、その日を基準とします)。		・住民異動届の写し又は戸籍謄本の写しなどの婚姻を証明する書類 ・就労証明書または入所理由証明書(婚姻により父又は母となる方) ・市民税資料(婚姻により父又は母となる方で、八尾市で市民税課税がされていない方) ※未入籍でも同居人の方の書類が必要となります。
	離婚		・住民異動届の写し又は戸籍謄本の写しなどの離婚を証明する書類
	その他		・住民異動届の写し ・状況に応じて必要な書類
氏名変更			・住民異動届の写し(あれば)
就労状況	就職 転職 就労時間変更	支給認定等変更申請書 (保育必要量などの認定に変更がある場合のみ必要)	・就労証明書
		※就労開始日または就労時間の変更日から、保育必要量(短時間・標準時間)の変更が必要な場合は、 事前に支給認定等変更申請書の提出が必要となります。その際、就労予定先に電話にて就労予定確認を行います。その後、実際に就労されているかを確認するため、就労開始日以降に、就労証明書の提出が必要となります。 就労開始後以降に手続きをする場合は、支給認定等変更申請書と就労証明書の提出があった日からの変更となります。	
	退職	支給認定等変更申請書	①次の勤務先が決定している場合は、次の勤務先の就職証明書 ②求職活動を行う場合 ・入所理由証明書 ・求職状況申告書
	妊娠・出産		・入所理由証明書 ・母子健康手帳のコピー
	育児休業を取得		・育児休業(休暇)に係る継続利用申出書
年度途中に 育児休業から復職	支給認定等変更申請書	・復職証明書 ・就労証明書	
		※復職日から変更を希望される場合は、 支給認定等変更申請書を事前にご提出ください。	
上記以外で保育の利用を必要とする事由の変更(疾病、障がい、介護・看護、就学)		支給認定等変更申請書	・入所理由証明書 ・状況に応じて必要な書類
保育必要量の変更			・変更が必要となる事実が確認できる書類
生活保護の開始・廃止		生活保護受給証明書	—
退所(八尾市外へ転居を含む)		退所届 ※施設長印必要	—
支給認定証の再交付		支給認定証再交付申請書	—

◆次のような場合は退所となります

- ①保護者より特定教育・保育施設等の利用を止める旨の届があったとき。
- ②本市から転出したとき。
- ③利用の調整を行わないことができるとき。
 - ・感染症または悪性の疾病を持つとき。
 - ・心身が虚弱で保育に耐えられないとき。
 - ・その他市長が不適当と認めたとき。
- ④1か月以上無届で特定教育・保育施設等の利用をしなかったとき。
- ⑤その他市長が不適当と認めたとき。
 - ・届出があっても欠席が長期（2か月以上）になる場合
 - ・申請書等への虚偽の記入または申告があった場合 等

◆妊娠・出産がわかったとき

出産予定日の8週間（多胎妊娠は14週間）から産後8週が経過する日の翌日が属する月の末日までは、「妊娠・出産」要件となりますので、変更の手続きをしてください。また、出産後については下記①～④のうちいずれかの場合の手続きが必要となります。

① 出産後すぐにもとの職場へ復帰する場合

復職後に「支給認定変更申請書」と「復職証明書」の提出が必要となります。

② 出産後に育児休業を取得する場合で、継続して入所を希望する場合

育児休業を取得する1か月前までに認定こども園等に連絡し、「支給認定変更申請書」と「育児休業（休暇）に係る継続利用申出書」を保育・こども園課へ提出してください。

③ 出産後就労しない場合

「妊娠・出産」要件の期間終了後は保育短時間認定となり、利用時間は各施設で設定する保育短時間内で必要な時間となります。

④ その他の場合

保育・こども園課へお問合せください。

◆各種変更があった場合の手続きについて

保育の必要性の事由や就労時間、住所等に変更が生じた場合には、変更手続きが必要となりますので、速やかに必要書類を保育・こども園課へ提出してください。変更については、保育・こども園課へ必要書類の提出があった日からの適用となります。ただし、変更が生じる日が提出日以降の場合は、変更が生じる日からの適用となります。（認定こども園等へ提出があった日からの変更ではありません）。

※上記の変更の手続きには、旧認定の支給認定証の返却についても必要となります。

※教育・保育給付認定の変更申請を行わない場合は、子ども・子育て支援法第24条により、教育・保育給付認定の取消を行うことがあります。また、住所・世帯員等の変更の届出及び支給認定の変更申請については、子ども・子育て支援法等に規定されている事項であるため、速やかに行う必要があります。

14 退所の手続き

引越しなどにより認定こども園等を退所する場合は、事前に認定こども園等と保育・こども園課へ連絡し、「退所（園）届」を必ず提出してください。

15 認定こども園等の入所に関する Q&A

■申込に関すること

Q1 保育サポートは、申込めば必ず入所できますか？

A 保育サポートの申込については、毎年多くの方の申込があります。発達検査結果と関係機関との認定審査を基に必要に応じて入所調整を行います。（8ページ参照）各施設の設備や体制など総合的に判断することから、希望する施設への入所ができない場合がありますので、児童発達支援センター「いちよう」「八尾しょうとく園」や児童発達支援（児童デイサービス）など、療育を受けられる複数の選択肢を検討しておいてください。

Q2 郵送での入所申込はできますか？

A 郵送での申込受付は行っていません。事前に予約のうえ市役所窓口でお申し込みください。

Q3 空きのない園（募集のない年齢）でも申込むことができますか？

A 空きが出た場合、申込のある方については選考の対象となりますので、入所の希望があればお申し込みください。

Q4 申込書には必ず10園希望を書かなければならないのですか？

A 必ず10園記入する必要はありません。また、入所決定後の施設変更はできませんので必ず通園可能な範囲の施設でお申し込みください。（第1希望のみの記載が有利ということはありません）。

Q5 兄弟姉妹で申し込みの場合、就労証明書は兄弟姉妹全員分必要ですか？

A 原本は1枚で結構ですが、人数分のコピーを用意し、各々の申込書に添付してください。

Q6 書き間違いの場合、どうすればいいですか？

A 二重線を引いてください。ただし、就労証明書の内容については勤務先に訂正していただく必要があります。修正液・修正テープなどは無効となりますので使用しないでください。

Q7 2歳児までの認定こども園等を利用しており、継続園以外の園を希望し入所決定しましたが、事情により受入れ予定だった園に戻りたいのですが？

A 決定した場合には、後の枠に別の入所希望者で決定しますので、元の園に戻ることはできません。

Q8 フリクションペン（消すことができるペン）の使用はできますか？

A フリクションペンの使用により作成された書類は受付できません。フリクションペンの使用が判明した場合は、すべてボールペンで書き直しが必要となります。

■副食費免除対象の算定に関すること

Q9 海外勤務で、市民税が課税されていないのですが所得状況がわかる書類は何を出せばいいのですか？

A 勤務先からの給料の支払証明書や現地での税申告の証明など、（対象年度の）海外での年間の収入が分かる書類（外国語表記は日本語訳を添付）を提出してください。海外と国内両方で収入がある方は、それぞれの年間の収入が分かる書類を提出してください。詳細については保育・こども園課までご相談ください。

■その他

Q10 園の見学は必要ですか？

A 認定こども園等は施設により、保育方針・雰囲気・諸経費等さまざまな違いがあります。書面上でお伝えできる情報については記載していますが、お子さんが毎日通うことになる施設ですので、事前に見学し、お子さん・保護者様のライフスタイルにあった保育施設を選択されることをおすすめします。施設見学については、直接施設にお電話にてお問い合わせください。

Q11 離婚や再婚をしたり、新たに祖父母と同居した場合、何か手続きが必要ですか？

A 世帯の状況に応じて必要な手続きをご案内しますので保育・こども園課へご連絡ください。保育を必要とする事由に変更があった場合もご連絡ください。

16 児童デイサービスについて

児童発達支援（児童デイサービス）は、主に未就学の障がいのある子どもを支援するサービスです。障がいのある子どものニーズに応じて活動プログラムを作成し、発達支援を行います。支援内容や利用時間、送迎の有無などは事業所によってさまざまです。児童発達支援（児童デイサービス）を利用するには、“障害福祉サービス受給者証”を取得する必要があります。

詳しくは、八尾市役所 障がい福祉課（TEL 072-924-3838）にお問合せください。



各施設ごとのパンフレットは八尾市ホームページにてご確認ください。保育・こども園窓口前でも配架しています。

- ※ 開所時間等は各施設からの情報により記載しています。児童の送迎は、下記の開所時間内に必ずお願いします。
- ※ 施設の開所時間中、利用可能時間を超える時間は延長保育となります。就労時間・通勤時間に応じて必要な方が利用できます。
- ※ 保育短時間認定の場合、保育の利用時間は開所時間中の施設が設定する時間(1日最大8時間)となり、それを超える時間は延長保育となります。
- ※ 学童保育・・・就学後に学童保育を実施している施設です。対象年齢や料金については各施設にお問い合わせください。
- ※ 対象児・・・対象の年齢は、令和9(2027)年4月1日現在のものです。
- ※ バス・・・バス送迎のある施設です。対象年齢やコースなどは各施設にお問い合わせください。
- ※ 駐車場・・・駐車場のない園について、「駐車場なし」を記載しています。
- ※ 休園日・・・市では日曜・祝日及び12月29日～1月3日を休園日として定めております。その他の家庭協力日については、各施設にお問い合わせください。

◆私立保育所(園)一覧

令和9年度予定

施設名	所在地・電話番号	開所時間	保育標準時間	保育短時間	延長保育料 (標準時間)	延長保育料 (短時間)	学童 保育	対象児	バス	駐車場
アスク久宝寺駅前保育園	龍華町1-4-2 (メガシティタウンスTHE EAST内) 072-924-3060	平日・土曜 7:00～20:00	7:30～18:30	9:00～17:00	7:00～7:30 18:30～20:00 30分300円	7:00～9:00 17:00～20:00 30分300円	—	0～5	—	駐車場 なし
久宝寺保育園	南久宝寺3-18-1 072-943-0270	平日 7:00～20:00 土曜 7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～20:00 (土19:00) 15分100円	7:00～8:30 16:30～20:00 (土19:00) 15分100円	—	0～4	—	—
こるこる (久宝寺保育園分園)	南久宝寺3-25 ※連絡は本園へ (072-943-0270)	平日 7:00～20:00 土曜 7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～20:00 (土19:00) 15分100円	7:00～8:30 16:30～20:00 (土19:00) 15分100円	—	5	—	—
トレジャーキッズ ながはた保育園	永畑町1-2-7 072-983-5886	平日 7:30～19:30 土曜 7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30	18:30～19:30 30分300円	7:30～8:30 16:30～19:30 30分300円	—	0～5	—	駐車場 なし
ひかりまち保育園	光町1-63 (サンシャインハイツII) 072-991-6511	平日・土曜 7:00～19:00	7:00～18:00	8:00～16:00	18:01～18:30 10分100円 18:31～19:00 30分500円	7:01～8:00 16:01～19:00 30分500円	—	0～2	—	駐車場 なし
ふじ第二保育園	山城町2-2-13 072-996-2783	平日 7:00～19:00 土曜 7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30	平日 18:00～18:30 10分100円 18:30～19:00 30分500円 土曜 7:00～8:30 16:30～18:00 30分300円	—	—	0～2	—	—
やおぎ保育園	八尾木6-120-4 072-993-4894	平日・土曜 7:00～19:00	7:00～18:00	9:00～17:00	18:00～19:00 10分100円	7:00～9:00 17:00～19:00 10分100円	—	0～5	—	—
八尾たんぼぼ保育園 (本園)	西山本町1-4-16 072-997-0579	平日 7:00～20:00 土曜 7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～20:00 (土19:00) 15分100円	7:00～8:30 16:30～20:00 (土19:00) 15分100円	—	2～5	—	—
八尾たんぼぼ保育園 (分園)	東山本町3-2-9 ※連絡は本園へ 072-997-0579	平日 7:00～20:00 土曜 7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～20:00 (土19:00) 15分100円	7:00～8:30 16:30～20:00 (土19:00) 15分100円	—	0～1	—	—
ゆめの子保育園	志紀町2-18-2 072-948-1161	平日・土曜 7:00～19:00	7:00～18:00	8:00～16:00	18:00～18:30 10分100円 18:30～19:00 30分500円	7:00～8:00 16:00～19:00 30分500円	—	0～2	—	—
にじのこ保育園 (ゆめの子保育園分園)	上之島町南1-10 072-991-2101	平日・土曜 7:00～19:00	7:00～18:00	8:00～16:00	18:00～18:30 10分100円 18:30～19:00 30分500円	7:00～8:00 16:00～19:00 30分500円	—	—	—	駐車場 なし
りゅうげ保育園	東太子1-6-12 072-996-8888	平日・土曜 7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30	—	7:30～8:30 16:30～18:30 10分500円	○	0～2	—	—
若竹保育園	空港1-110 072-949-3162	平日・土曜 7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00 10分100円	7:00～8:30 16:30～19:00 10分100円	—	0～2	—	—

◆認定こども園一覧

<幼保連携型 認定こども園>

令和9年度予定

施設名	所在地・電話番号	開所時間	保育標準時間	保育短時間	延長保育料 (標準時間)	延長保育料 (短時間)	学童 保育	対象児	バス	駐車場
あい柱こども園	柱町2-1-1 072-998-7115	平日・土曜 7:00～19:30	7:30～18:30	9:00～17:00	7:00～7:30 18:30～19:30 30分500円	7:00～9:00 17:00～19:30 30分500円	—	0～5	—	—
あけぼの保育園	八尾木東3-26 072-991-0500	平日・土曜 7:00～19:00	7:30～18:30	9:00～17:00	7:00～7:30 18:30～19:00 10分100円	7:00～9:00 17:00～19:00 10分100円	—	0～5	—	—
あけぼの第二保育園	大字都塚102-1 072-991-9900	平日・土曜 7:00～19:00	7:30～18:30	9:00～17:00	7:00～7:30 18:30～19:00 10分100円	7:00～9:00 17:00～19:00 10分100円	—	0～5	—	—
あひる保育園	八尾木北2-39 072-994-8121	平日・土曜 7:00～19:00	7:00～18:00	9:00～17:00	—	—	—	0～5	—	—
おひさまこども園	植松町5-8-5 072-991-1155	平日・土曜 7:00～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30	7:00～7:30 18:30～19:00 10分100円	7:00～8:30 16:30～19:00 10分100円	—	0～5	—	—

施設名	所在地・電話番号	開所時間	保育標準時間	保育短時間	延長保育料 (標準時間)	延長保育料 (短時間)	学童 保育	対象児	バス	駐車場
母 木 保 育 園	恩智南町2-60 072-943-7101	平日 7:00~19:30 土曜 7:00~18:30	7:30~18:30	9:00~17:00	7:00~7:30 ※18:30~19:30 10分 100円 ※は平日のみ	平日 7:00~8:59 10分 100円 17:01~19:30 10分 100円 土曜 7:00~8:59 10分 100円 17:01~18:30 10分 100円	—	0~5	—	—
キ ャ ッ ス ペ ー ス 学 校 国 際 学 院	末広町1-1-9 072-929-2245	平日 7:00~19:00 土曜 7:00~18:00	7:00~18:00	8:30~16:30	18:01~18:30 10分100円 18:31~19:00 30分 300円	7:00~8:30 16:31~19:00 (土18:00) 30分300円	—	0~5	○	—
ベ ビ ー ス ペ ー ス 学 校 (キ ャ ッ ス ペ ー ス 学 校 分 園)	東本町3-4-18 072-929-2245	平日 7:00~19:00 土曜 7:00~18:00	7:00~18:00	8:30~16:30	18:01~18:30 10分100円 18:31~19:00 30分 300円	7:00~8:30 16:31~19:00 (土18:00) 30分300円	—	0~2	—	—
久 宝 ま ぶ ね こ ど も 園	久宝寺6-7-10 072-992-2033	平日 7:00~19:00 土曜 7:00~18:30	7:30~18:30	9:00~17:00	平日 7:00~7:30 18:30~19:00 10分 100円 土曜 7:00~7:30 10分100円	7:00~9:00 17:00~19:00 (土18:30) 10分100円	—	0~5	—	—
キ リ ン こ ど も 園	南本町3-4-5 072-922-2353	平日・土曜 7:00~20:00	7:00~18:00	9:00~17:00	—	—	—	0~5	—	—
キ リ ン 第 二 こ ど も 園	高美町1-4-16 072-922-1033	平日・土曜 7:00~20:00	7:00~18:00	9:00~17:00	—	—	—	0~5	—	—
エ プ リ (キリン第二こども園分園)	青山町4-5-16 072-990-1155	平日・土曜 7:00~20:00	7:00~18:00	9:00~17:00	—	—	—	0~2	—	—
神戸教育短期大学付属 八尾ソレイユ認定こども園 (本園)	堤町1-7-12 072-991-9981	平日・土曜 7:00~19:00	7:30~18:30	9:00~17:00	7:00~7:30 18:30~19:00 10分 100円	7:00~9:00 17:00~19:00 10分100円	—	0~5	—	—
神戸教育短期大学付属 八尾ソレイユ認定こども園 分園 プ テ ソ レ イ ユ	山本町1-8-29 072-920-7717	平日・土曜 7:00~19:00	7:30~18:30	9:00~17:00	7:00~7:30 18:30~19:00 10分 100円	7:00~9:00 17:00~19:00 10分100円	—	0~2	—	駐車場 なし
こ ど も の い え	光町1-38 072-924-8801	平日 7:00~19:00 土曜 7:00~18:00	7:00~18:00	8:30~16:30	平日 18:00~18:30 30分300円 18:30~19:00 30分500円	平日 7:00~8:30 16:30~18:30 30分300円 18:30~19:00 30分500円 土曜 7:00~8:30 16:30~18:00 30分300円	—	0~5	—	—
さ く ら 保 育 園	福万寺町4-14 072-999-3386	平日・土曜 7:00~19:00	7:30~18:30	9:00~17:00	7:00~7:30 18:30~19:00 10分 100円	7:00~9:00 17:00~19:00 10分 100円	—	0~5	—	—
五 月 橋 保 育 所	山本町南3-5-21 072-997-0886	平日・土曜 7:00~19:00	7:30~18:30	9:00~17:00	7:00~7:30 18:30~19:00 10分 100円	7:00~9:00 17:00~19:00 10分 100円	—	0~5	—	—
志 紀 保 育 園	田井中2-66 072-949-5836	平日・土曜 7:00~19:00	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00 10分100円	7:00~8:30 16:30~19:00 10分100円	—	3~5	—	—
じゅじゅの森こども園	恩智南町3-223 072-940-1111	平日・土曜 7:00~19:00	7:30~18:30	9:00~17:00	7:00~7:30 18:30~19:00 10分 100円	7:00~9:00 17:00~19:00 10分100円	—	0~5	—	—
セ シ リ ア 保 育 園	西木の本1-62-1 072-933-2525	平日・土曜 6:00~21:00	7:30~18:30	9:00~17:00	6:00~7:00 19:00~21:00 10分100円	6:00~9:00 17:00~19:00 10分100円	—	0~5	—	—
千 塚 こ ど も 園	大字千塚150-1 072-941-1380	平日・土曜 7:00~19:00	7:00~18:00	8:00~16:00	18:01~18:30 30分300円 18:31~ 10分100円	7:00~7:29 10分100円 7:30~7:59 30分300円 16:01~16:30 30分300円 16:31~ 10分100円	—	0~5	○	—
のぞみのもり保育園	渋川町4-10-29 072-940-7000	平日・土曜 7:00~19:30	7:30~18:30	9:00~17:00	7:00~7:30 18:30~19:30 10分 100円	7:00~9:00 17:00~19:30 10分100円	—	0~5	—	—
はくちょうこども園	亀井町2-6-25 072-994-5170	平日・土曜 7:00~19:00	7:00~18:00	9:00~17:00	平日 18:30~19:00 土曜 18:00~19:00 10分100円	17:00~19:00 10分100円	—	0~5	—	—
ハッピーチルドレン保育園	太田3-163 072-948-8086	平日 7:00~19:00 土曜 7:00~18:00	7:00~18:00	8:30~16:30	18:30~19:00 10分100円 (平日のみ)	7:00~8:30 17:00~19:00 10分100円 (平日のみ)	—	0~5	—	—
ふ じ 保 育 園	山城町5-2-6 072-998-9543	平日 7:00~19:00 土曜 7:00~18:00	7:00~18:00	8:30~16:30	平日 18:00~18:30 10分100円 18:30~19:00 30分500円	平日 7:00~8:30 16:30~18:30 30分300円 18:30~19:00 30分500円 土曜 7:00~8:30 16:30~18:00 30分300円	—	0~5	—	—
り ぼ ん (ふじ保育園分園) (※令和10年3月末閉園予定)	光町2-18 072-991-5112	平日 7:00~19:00 土曜 7:00~18:00	7:00~18:00	8:30~16:30		—	—	0~2	—	駐車場 なし
あ か ば す (ふじ保育園第二分園)	北本町3-1-11 072-923-3772	平日 7:00~19:00 土曜 7:00~18:00	7:00~18:00	8:30~16:30		—	—	0~2	—	駐車場 なし
マ リ ア 保 育 園	若林町1-22-5 072-920-2300	平日・土曜 6:00~21:00	7:30~18:30	9:00~17:00	6:00~7:00 19:00~21:00 10分100円	6:00~9:00 17:00~19:00 10分100円	—	0~5	—	—
マ リ ア 高 安 保 育 園	黒谷1-56-1 072-940-2222	平日・土曜 7:00~20:00	7:00~18:00	9:00~17:00	19:00~20:00 10分100円	7:00~9:00 17:00~20:00 10分100円	—	0~5	—	—

施設名	所在地・電話番号	開所時間	保育標準時間	保育短時間	延長保育料 (標準時間)	延長保育料 (短時間)	学童 保育	対象児	バス	駐車場
美 園 く じ ら こ ど も 園	美園町2-114-8 072-990-2383	平日・土曜 7:00～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30	7:00～7:30 18:30～19:00 30分 300円 月曜(朝・夕 各) 1,500円 月曜(朝・夕) 3,000円	7:00～8:30 16:30～19:00 30分 300円 月曜(朝・夕 各) 1,500円 月曜(朝・夕) 3,000円	—	0～5	—	—
緑ヶ丘ふじ保育園	緑ヶ丘1-50 072-996-7093	平日 7:00～19:00 土曜 7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30	平日 18:30～19:00 10分100円 18:30～19:00 30分500円	平日 7:00～8:30 16:30～18:30 30分300円 18:30～19:00 30分500円 土曜 7:00～8:30 16:30～18:00 30分300円	—	0～5	—	—
みゆきこども学院	南本町6-7-30 072-990-1212	平日・土曜 7:30～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30	18:30～19:00 10分100円	7:30～8:30 16:30～19:00 30分 500円	—	0～5	—	—
みよし保育園	太子堂2-3-22 072-992-6955	平日・土曜 7:00～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30	7:00～7:30 18:30～19:00 10分 100円	7:00～8:30 16:30～19:00 10分 500円	—	0～5	—	—
八尾青い鳥学園	安中町5-8-3 072-975-5160	平日・土曜 7:00～19:00	7:30～18:30	9:00～17:00	7:00～7:30 18:30～19:00 10分 100円	7:00～9:00 17:00～19:00 10分100円	—	0～5	—	駐車場 なし
ゆう安中東こども園	南本町8-2-20 072-994-7470	平日・土曜 7:00～19:30	7:30～18:30	9:00～17:00	7:00～7:30 18:30～19:30 30分500円	7:00～9:00 17:00～19:30 30分500円	—	0～5	—	—
ようわこども園	山城町4-2-43 072-995-1616	平日・土曜 7:30～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30	18:30～19:00 10分100円	7:30～8:30 16:30～19:00 30分 500円	○	0～5	—	—
龍 華 こ ど も 園	南太子堂2-1-31 072-991-2286	平日・土曜 7:00～19:00	7:00～18:00	9:00～17:00	18:30～19:00 30分500円	7:00～9:00 17:00～19:00 10分100円	—	0～5	—	—

<幼稚園型 認定こども園>

令和9年度予定

施設名	所在地・電話番号	開所時間	保育標準時間	保育短時間	土曜保育	延長保育料 (標準時間)	延長保育料 (短時間)	学童 保育	対象児	バス	駐車場
志 紀 学 園 幼 稚 園	南木の本4-51 072-991-7805	平日・土曜 7:30～18:30	7:30～18:30	7:30～15:30	○	—	平日 15:30～17:00 100円 17:00～18:30 30分300円 土曜 15:30～18:30 30分300円	—	2～5	○	駐車場 あり
白 鳩 幼 稚 園	末広町2-8-23 072-923-0555	平日 7:30～18:30	7:30～18:30	8:00～16:00	—	—	7:30～8:00 30分100円 16:00～18:30 30分100円 16:30～18:30 30分300円	—	3～5	○	駐車場 あり
聖 光 幼 稚 園	山本町北5-2-22 072-922-2970	平日 7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30	—	—	7:30～8:30 16:30～18:30 30分300円	—	1～5	○	駐車場 なし
清 友 幼 稚 園	柏村町1-57 072-922-2023	平日・土曜 7:30～18:30	7:30～18:30	9:00～17:00	○	—	7:30～9:00 17:00～18:30 10分100円	—	2～5	—	駐車場 なし
竹 淵 幼 稚 園	竹淵5-82 06-6709-6648	平日・土曜 7:30～18:30	7:30～18:30	9:00～17:00	○	—	平日 7:30～8:00 10分100円 土曜 17:00～18:00 30分100円 18:00～18:30 10分100円	—	1～5	○	—
み な み 幼 稚 園	竹淵西3-199 06-6709-0189	平日 7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30	—	—	7:30～8:00 400円 17:30～18:30 30分300円	—	3～5	○	—
八 尾 平 和 幼 稚 園	高安町北2-21 072-999-0669	平日 7:30～18:30	7:30～18:30	9:00～17:00	—	—	7:30～9:00 400円 8:00～8:40 150円 17:00～18:30 30分300円	—	1～5	○	—

◆公立認定こども園一覧

令和9年度予定

施設名	所在地・電話番号	開所時間	保育標準時間	保育短時間	延長保育料 (標準時間)	延長保育料 (短時間)	学童 保育	対象児	バス	駐車場
志 紀 おおぞらこども園	志紀町西2-1-10 072-949-3194	平日・土曜 7:00～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30	7:00～7:30 18:30～19:00 300円	7:00～8:30 16:30～19:00 300円	—	0～5	—	—
西 郡 そ よ か ぜ こ ど も 園	桂町2-33 072-999-2376									
東 山 本 わ か ば こ ど も 園	東町3-5 072-996-3301									
南 山 本 せ せ ら ぎ こ ど も 園	山本町南3-1-39 072-998-9431									
安 中 ひ か り こ ど も 園	安中町8-6-23 072-991-7249									

◆小規模保育施設一覧

令和9年度予定

施設名	所在地・電話番号	開所時間	保育標準時間	保育短時間	延長保育料 (標準時間)	延長保育料 (短時間)	学童 保育	対象児	バス	駐車場
かなで保育園	青山町4-5-33 072-929-8371	平日・土曜 7:00~19:00	7:30~18:30	8:30~16:30	7:00~7:30 18:30~19:00 10分 100円	7:00~8:30 16:30~19:00 10分 100円	—	0~2	—	駐車場 なし
げんき保育園 久宝寺園	佐堂町3-1-39 フローレンス佐堂1F 072-923-3290	平日・土曜 7:30~19:30	7:30~18:30	8:30~16:30	18:30~19:30 30分 100円	7:30~8:30 16:30~19:30 30分 100円	—	0~2	—	—
げんき保育園 久宝寺園	跡部北の町2-1-27 ルミエール久宝寺Ⅱ1F 072-991-6991	平日・土曜 7:30~19:30	7:30~18:30	8:30~16:30	18:30~19:30 30分 100円	7:30~8:30 16:30~19:30 30分 100円	—	0~2	—	駐車場 なし
サンライズキッズ 保育園 隣川園	都塚南1-30 050-5807-2452	平日・土曜 7:00~19:00	7:30~18:30	8:30~16:30	7:00~7:30 18:30~19:00 30分 600円	7:00~8:30 16:30~19:00 30分 600円	—	0~2	—	—
サンライズキッズ保育園 八尾園	山本町南1-4-29 2F 050-5807-2427	平日・土曜 7:00~19:00	7:30~18:30	8:30~16:30	7:00~7:30 18:30~19:00 30分 600円	7:00~8:30 16:30~19:00 30分 600円	—	0~2	—	駐車場 なし
ニチイキッズ 八尾太子堂保育園	太子堂4-4-29 072-923-4391	平日・土曜 7:30~19:30	7:30~18:30	8:30~16:30	18:30~19:00 10分 100円	16:30~19:00 30分 300円	—	0~2	—	—

◆0~2歳児園・分園・小規模保育施設の3歳児からの継続・連携施設一覧

0~2歳児園・分園	継続施設
・りぼん（ふじ保育園分園） ・あかばす（ふじ保育園第二分園） ・ふじ第二保育園	・ふじ保育園
・エブリ（キリン第二こども園分園）	・キリン第二こども園 ・キリンこども園 (希望人数の状況により、上記2園で調整する場合があります)
・ひかりまち保育園 ・ゆめの子保育園 ・にじのこ保育園（ゆめの子保育園分園）	・千塚こども園 ・みゆきこども学院 ・健康こども園 ・ようわこども園 (希望人数の状況により、他法人の施設を含め、調整する場合があります)
・神戸教育短期大学付属 八尾ソレイユ認定こども園 分園プチソレイユ	・神戸教育短期大学付属 八尾ソレイユ認定こども園(本園)
・八尾たんぽぽ保育園(分園)	・八尾たんぽぽ保育園(本園)
・りゅうげ保育園	・みよし保育園
・若竹保育園	・志紀保育園
・ベビースペース梓	・キッズスペース梓国際学院
・久宝寺保育園	・分園ころろ

小規模保育施設	連携施設
・かなで保育園	・安中ひかりこども園
・げんき保育園 久宝寺園	・美園くじらこども園
・げんき保育園 JR久宝寺園	・志紀学園幼稚園
・サンライズキッズ保育園 隣川園	・あけぼの保育園
・サンライズキッズ保育園 八尾園	・あひる保育園
・ニチイキッズ八尾太子堂保育園	・竹濤幼稚園

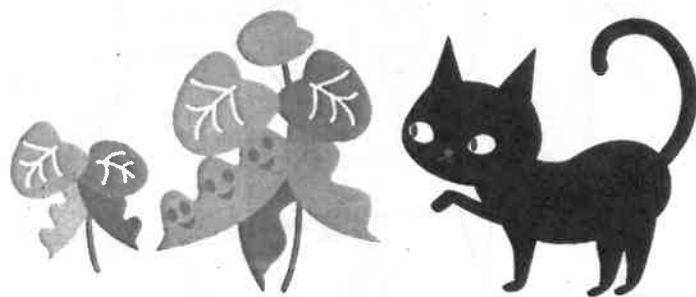
※1 上記継続施設以外を希望する場合は、転所希望の申込みを行っていただく必要があります。

※2 継続施設へ入所する場合であっても、施設ごとの保育料以外の保護者負担金が必要となります。

八尾市ホームページにて「保育料以外の保護者負担金」で検索。もしくは保育・こども園課窓口の配架資料や対象施設で事前に確認してください。

施設マップ





令和8年9月発行 R8-80

発行 八尾市こども若者部 保育・こども園課

〒581-0003

八尾市本町1-1-1

TEL 072(924)8529 (直通)